

社会福祉法人須坂市社会福祉協議会定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「本会」という。）は、須坂市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 居宅介護支援事業の経営
- (8) 老人居宅介護等事業の経営
- (9) 老人デイサービス事業の経営
- (10) 訪問入浴サービス事業の経営
- (11) 障害福祉サービス事業の経営
- (12) 地域密着型特別養護老人ホームの経営
- (13) 老人短期入所事業の経営
- (14) 食の自立支援事業
- (15) 福祉移送サービス事業
- (16) 生活支援体制整備事業
- (17) 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業
- (18) 須坂市自立生活特別支援事業
- (19) 助け合い推進事業
- (20) ボランティア活動の振興
- (21) 須坂市福祉ボランティアセンターの経営
- (22) 指定障害福祉サービス事業所ぶどうの家の経営
- (23) 指定特定相談支援事業の経営
- (24) 指定障害児相談支援事業の経営
- (25) 福祉サービス利用援助事業
- (26) 生活福祉資金貸付事業
- (27) 心配ごと相談事業
- (28) 生活困窮者自立支援制度にかかわる事業
- (29) 成年後見支援センターの経営

(30) その他本会の目的達成のため必要な事業

(名 称)

第3条 本会は、社会福祉法人須坂市社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第4条 本会は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

2 本会は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第5条 本会の事務所を、長野県須坂市大字須坂 476 番地 1 に置く。

第2章 評 議 員

(評議員の定数)

第6条 本会に評議員 23 名以上 36 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第7条 本会に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。

3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。

5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が必ず出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

7 評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(評議員の資格)

第8条 社会福祉法第 40 条第 4 項及び第 5 項を遵守するとともに、本会の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 6 項第 1 号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第9条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第 6 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 10 条 評議員の報酬は、これを支弁しない。ただし、評議員には別に定める規程により費用を弁償することができる。なお、弁償に関する規程は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 3 章 評議員会

(構 成)

第 11 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権 限)

第 12 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 予算及び事業計画の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び事業報告の承認
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 13 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、3 月及び必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 14 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 15 条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決 議)

第 16 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第17条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

（役員の定数）

第18条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以上16名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を常務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16の第2項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第19条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

第20条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 5 会長及び常務理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 23 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 18 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 24 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 25 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員及び監事には費用を弁償することができる。なお、弁償に関する規程は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 5 章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第 26 条 本会に顧問及び参与若干名を置く。

- 2 顧問及び参与は、理事会の決議を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の業務について会長の諮問に答え又は意見を具申する。
- 4 参与は、本会の業務の運用に参与する。
- 5 任期については、役員の任期に準ずる。

第 6 章 理 事 会

(構 成)

第 27 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第 29 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議 長)

第 30 条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

(決 議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 会 員

(会 員)

第 33 条 本会に会員を置く。

- 2 会員は、本会の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、評議員会において別に定める。

第 8 章 委 員 会

(委員会)

第 34 条 本会に委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、専門的事項について、本会の運営に参画し、或いは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。
- 3 委員会に関する規程は、別に定める。

第 9 章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第 35 条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 本会に、事務局長を 1 名置くほか、職員を置き、会長が任免する。
- 3 会長は本会の重要な職員の任免においては、理事会の意見を聞くものとする。

第 10 章 資 産 及 び 会 計

(資産の区分)

第 36 条 本会の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び公益事業用財産の三種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 定期預金 100 万円
- (2) 土 地

(ア) 須坂市老人福祉センター「永楽荘」 宅地 延面積 4,329.71 m²

長野県須坂市大字日滝字郷原 403 番地 3、同 404 番地、同 406 番地、同 406 番地 1、同 407 番地 1、同 408 番地 1、同 409 番地 1、同 410 番地 2、同 411 番地 1、同 412 番地

1、同 495 番地 1 所在

(イ) デイサービスセンター「ぬくもり園」・「ことぶき」 宅地 延面積 3,754.65 m²

長野県須坂市大字野辺字竹ノ春 1335 番地 7、同 1340 番地 6、同 1341 番地 2、同 1341 番地 8 所在

(ウ) 地域密着型特別養護老人ホーム 宅地 延面積 4,223.77 m²

長野県須坂市大字野辺字竹ノ春 1335 番 1 所在

(3) 建 物

(ア) 須坂市老人福祉センター「永楽荘」

長野県須坂市大字日滝字郷原 406・407 番地所在

鉄筋コンクリート 2 階建 1 棟 延面積 783.60 m²

増築大広間鉄骨平屋建 1 棟 面積 265.60 m²

(イ) デイサービスセンター「ぬくもり園」

長野県須坂市大字野辺字竹ノ春 1341 番地 2 所在

鉄骨造平屋建 1 棟 面積 579.67 m²

増築分 鉄骨造（一部木造）平屋建 1 棟 面積 146.05 m²

(ウ) デイサービスセンター「ことぶき」

長野県須坂市大字野辺字竹ノ春 1335 番地 7 所在

木造平屋建 1 棟 面積 180.52 m²

(エ) 地域密着型特別養護老人ホームぬくもり園

長野県須坂市大字野辺字竹ノ春 1335 番地 1 所在

鉄骨造 2 階建 1 棟 延面積 1,987.34 m²

3 運用資産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 37 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決を経て、須坂市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、須坂市長の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る）

(資産の管理)

第 38 条 本会の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作

成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 40 条 本会の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 41 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 42 条 本会の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 43 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の決議を得なければならない。

第 11 章 解 散

(解 散)

第 44 条 本会は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 45 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 12 章 定款の変更

(定款の変更)

第 46 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、須坂市長の認可（社会福祉

法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。) を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を須坂市長に届け出なければならない。

第 13 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 47 条 本会の公告は、社会福祉法人須坂市社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、本会の広報紙又はホームページに掲載して行う。

(施行細則)

第 48 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

厚生省社第 28 号	昭和 43 年 1 月 30 日付	厚生大臣認可
厚生省社第 182 号	昭和 44 年 2 月 2 日付	厚生大臣認可(定款一部改正)
厚生省社第 706 号	昭和 51 年 8 月 2 日付	厚生大臣認可(定款一部改正)
厚生省社第 706 号	昭和 51 年 8 月 2 日付	厚生大臣認可(定款一部改正)
厚生省社第 259 号	昭和 56 年 3 月 20 日付	厚生大臣認可(定款一部改正)
長野県指令 63 厚第 804 号	平成元年 3 月 30 日付	長野県知事認可(定款一部改正)
長野県指令 6 厚第 587 号	平成 6 年 9 月 22 日付	長野県知事認可(定款一部改正)
長野県指令 9 厚第 171 号	平成 9 年 5 月 14 日付	長野県知事認可(定款一部改正)
長野県指令 10 厚第 285 号	平成 10 年 6 月 23 日付	長野県知事認可(定款一部改正)
長野県長野地方事務所指令 11 長地厚第 76 号	平成 11 年 5 月 18 日付	長野県長野地方事務所長認可(定款一部改正)
長野県長野地方事務所指令 11 長地厚第 76-7 号	平成 11 年 7 月 1 日付	長野県長野地方事務所長認可(定款一部改正)
長野県長野地方事務所指令 11 長地厚第 76-16 号	平成 12 年 2 月 29 日付	長野県長野地方事務所長認可(定款一部改正)
長野県長野地方事務所指令 13 長地厚第 15-8 号	平成 13 年 5 月 1 日付	長野県長野地方事務所長認可(定款一部改正)
長野県長野地方事務所指令 18 長地厚第 113 号	平成 18 年 7 月 26 日付	長野県長野地方事務所長認可(定款一部改正)
長野県長野地方事務所指令 19 長地福第 35 号 5	平成 19 年 7 月 9 日付	長野県長野地方事務所長認可(定款一部改正)
長野県長野地方事務所指令 20 長地福第 19 号の 5	平成 20 年 7 月 4 日付	長野県長野地方事務所長認可(定款一部改正)
長野県長野保健福祉事務所指令 21 長保福第 79 号	平成 21 年 6 月 26 日付	長野県長野保健福祉事務所長認可(定款一部改正)
長野県長野保健福祉事務所指令 22 長保福第 82 号	平成 22 年 6 月 25 日付	長野県長野保健福祉事務所長認可(定款一部改正)
長野県長野保健福祉事務所指令 24 長保福第 32-4 号	平成 24 年 6 月 5 日付	長野県長野保健福祉事務所長認可(定款一部改正)
長野県須坂市指令 25 福第 78-1 号	平成 25 年 7 月 5 日付	長野県須坂市長認可(定款一部改正)
長野県須坂市指令 25 福第 78-2 号	平成 25 年 7 月 5 日付	長野県須坂市長認可(定款一部改正)
長野県須坂市指令 26 福第 119 号	平成 26 年 10 月 15 日付	長野県須坂市長認可(定款一部改正)
長野県須坂市指令 27 福第 72 号	平成 27 年 7 月 1 日付	長野県須坂市長認可(定款一部改正)
長野県須坂市指令 28 福第 142 号	平成 29 年 2 月 20 日付	長野県須坂市長認可(定款一部改正)
長野県須坂市指令 30 福第 106 号	平成 30 年 7 月 9 日付	長野県須坂市長認可(定款一部改正)
長野県須坂市指令 2021 福第 71 号	令和 3 年 4 月 28 日付	長野県須坂市長認可(定款一部改正)
長野県須坂市指令 2024 福第 190 号	令和 6 年 7 月 18 日付	長野県須坂市長認可(定款一部改正)
長野県須坂市指令 2025 福第 220 号	令和 7 年 7 月 14 日付	長野県須坂市長認可(定款一部改正)

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この定款は、平成 30 年 7 月 11 日から施行する。

この定款は、令和 3 年 4 月 30 日から施行する。

この定款は、令和 6 年 7 月 20 日から施行する。

この定款は、令和 7 年 7 月 14 日から施行する。

この定款は、令和 8 年 月 日から施行する。

定 款 運 営 内 規

社会福祉法人 須坂市社会福祉協議会

改正	昭和 43 年 5 月 6 日	昭和 63 年 3 月 30 日	平成 17 年 3 月 18 日
	昭和 44 年 3 月 28 日	平成 4 年 3 月 19 日	平成 18 年 3 月 17 日
	昭和 45 年 3 月 27 日	平成 6 年 3 月 15 日	平成 19 年 10 月 1 日
	昭和 46 年 11 月 29 日	平成 6 年 8 月 10 日	平成 20 年 7 月 1 日
	昭和 47 年 3 月 30 日	平成 9 年 3 月 21 日	平成 22 年 5 月 21 日
	昭和 48 年 2 月 6 日	平成 9 年 5 月 12 日	平成 24 年 5 月 22 日
	昭和 50 年 3 月 31 日	平成 10 年 3 月 19 日	平成 27 年 5 月 28 日
	昭和 51 年 3 月 23 日	(全部改正)	平成 27 年 5 月 29 日
	昭和 60 年 9 月 20 日	平成 13 年 3 月 21 日	平成 29 年 4 月 1 日

第 1 第 2 章 評議員

第 7 条第 4 項関係

評議員選任規程第 2 条により選出する評議員は、別紙の職名にあるものとする。

第 2 第 4 章 役 員

第 19 条第 1 項関係

理事・監事選任規程第 2 条により選出する理事は、別紙の職名にあるものとする。

第 3 同章

第 19 条第 2 項関係

区長会長、民協会長を副会長に選任する。

第 4 第 5 章 顧問及び参与

第 26 条第 2 項関係

- (1) 顧問は、須坂市長、市選出県議会議員及び市議会議長並びに前社協会長の職にあるものとする。
- (2) 参与は、市副市長及び市教育長の職にあるものとする。

第 5 第 8 章 委員会

第 34 条第 3 項関係

- (1) 須坂市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に運営委員会を設ける。
- (2) 運営委員は、本会の理事、評議員以外で、区長の職にあるもの全員及びその他理事会が推薦したものについて会長が委嘱する。

【別 紙】

◆評議員（第1関係）

組織・団体等	選出組織・団体と役職名等
須坂市区長会	社協支部の区長代表(12)
須坂市民生児童委員協議会	地区会長（10）、 豊洲地区及び東地区の地区副会長（2）
社会福祉事業等を経営する者の組織・団体	手をつなぐ育成会代表(1)、 精神障害者家族会ときわ会代表(1)
社会福祉に関係ある組織・団体	身体障害者福祉協会理事長(1)、遺族会会長(1)、 保健補導員会会長(1)、ライオンズクラブ(1)
ボランティア・市民活動を推進する組織・団体	赤十字奉仕団委員長（1）、PTA 連合会会長(1)
関係行政機関	議会福祉環境委員長(1)、福祉課長(1) 高齢者福祉課長(1)、こども課長(1)

◆理 事（第2関係）

組織・団体等	選出組織・団体と役職名等
須坂市区長会	会長（1）、副会長（3）
須坂市民生児童委員協議会	会長（1）、副会長（2）
須坂市健康福祉部	健康福祉部長（1）
社会福祉事業等を経営する者の組織・団体	社会福祉施設代表（1）
社会福祉に関係ある組織・団体	シニアクラブ連合会会長（1）、連合婦人会会長（1）、 助け合い推進会議会長（1）
ボランティア団体	ボランティア連絡協議会代表（1）
社会福祉に関する学識経験を有する者	学識経験者（1）
須坂市社会福祉協議会	事務局長（1）、特養管理者（1）